

件名	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
主管課	人事課
根拠法令等	
<p>【改正の概要】</p> <p>1 人事委員会報告に基づき、獣医師に対する初任給調整手当を新設する。</p> <p>(1) 対象職員 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの</p> <p>(2) 支給期間 採用の日から10年以内</p> <p>(3) 支給額 30,000円（月額） ただし、採用後の経過期間等に応じて人事委員会規則で定めるところにより段階的に逡減</p> <p>2 平成20年4月1日の試験研究機関の再編に伴い、研究職から行政職となる職員（職務内容を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）について、給料又は管理職手当が減額となる場合に、給与の特例措置を講じる。</p> <p>（特例措置の内容） 研究職で受けていた給料又は管理職手当を限度として人事委員会規則で定める額と、特例がない場合に行政職として受ける給料又は管理職手当とのそれぞれの差額に、一定割合（平成20年度：75%、平成21年度：50%、平成22年度：25%）を乗じた額を、給料又は管理職手当に加算して支給</p>	
施行日	平成20年4月1日